

飯塚市中小企業成長支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武井政一

飯塚市中小企業成長支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中小企業者の振興及び発展を図るため、中小企業者が技術開発力の向上及び製品の高付加価値化のために行う研究開発事業並びに商品及びサービス等の販路開拓に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、市長が認めるものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に主たる事業所又は事務所を置く事業者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている者

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助の対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、交付決定を行った年度に属する3月31日までとする。

(補助事業の着手時期)

第4条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項のただし書により補助金を受けようとする者は、交付申請書に事前着手理

由書を添付し提出するものとする。

(補助の種類)

第5条 補助の種類は次のとおりとする。

(1) 新技術・新製品開発枠

(2) 販路開拓枠

(補助の対象事業)

第6条 補助の対象となる事業は、別表1に掲げるものとする。

(補助の対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち別表2に掲げるものとする。

2 補助対象となる経費には、交付決定を行った年度に属する4月1日から交付決定のあった日の間に支出した当該事業の経費を含むことができる。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、別表3に掲げるものとする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第9条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 商品の内容がわかる書類

(2) 経費の積算根拠となる書類の写し

(3) 前2号にかかげるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、同一事業者(団体の構成員、代表者等から同一と認められた団体を含む。)につき同一年度当たり1事業を限度とする。

(意見の聴取)

第10条 市長は、補助金の交付の決定にあたっては、学識経験者の意見を聴くものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受ける中小事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、補助事業変更承認申請書により市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を

除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
(補助事業の遅延等)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の成果)

第13条 補助事業の成果については、補助事業者に帰属するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

種類	補助の対象事業
新技術・新製品開発枠	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 事業化されていない新技術・新サービス・新製品の開発</p> <p>(2) 新製造法の開発</p> <p>(3) 高付加価値製品の開発</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に類する研究開発事業</p> <p>(5) 当該事業者が、当該技術・サービス・製品について、過去にこの告示及び飯塚市新技術・新製品開発補助金交付要綱(平成20年飯塚市告示第31号)の補助を受けていないこと。</p>
販路開拓枠	<p>次の各号のいずれにも該当する事業</p> <p>(1) 当該商品に新規性、独自性及び市場性があり、その生産計画の実現可能性があると認められること。</p> <p>(2) 申請時における当該商品の販売期間が概ね3年以内(補助対象期間中に販売開始の見込みがあるものを含む。)であること。</p> <p>(3) 当該事業者が、当該商品について、過去にこの告示及び飯塚市販路開拓支援補助金交付要綱(平成22年飯塚市告示第180号)の補助を受けていないこと。</p> <p>(4) 当該商品が関係法令に適合していること。</p>

別表2(第7条関係)

新技術・新製品開発枠

経費区分	内容
原材料・副資材費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置機具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借

	用又は修繕に要する経費
工業所有権出願・導入費	工業所有権の出願、導入に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費。ただし、補助金額の4分の1以内とする。
技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費
直接人件費	開発に直接従事する者の経費(以下「直接人件費」という。)。ただし、時間単価は1,600円を上限とし、当該直接人件費の占める割合は当該補助金申請額の総額の40パーセント(ソフトウェア業及び情報処理業にあつては60パーセント)を上限とする。

販路開拓枠

経費区分	種別	内容
謝金	謝金	専門的知識を有する専門家に依頼し、指導又は相談等を受けた場合に謝礼として要する経費
旅費	専門家旅費	専門家から販路開拓に関する調査、指導を受ける場合に必要な交通費、日当、宿泊費
	職員旅費	商談又は展示会への出展に必要な交通費、日当、宿泊費
事務費	展示会出展料	展示会へ出展するために要する経費
	広告費	チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷製本及びウェブサイト・SNS等での宣伝に要する経費
	通信運搬費	郵便、運搬等に要する経費
	通訳・翻訳料	展示会等での通訳に要する経費 資料等の翻訳に支払われる経費
委託費	委託費	販路開拓に関する事業の一部を委託するために要する経費。ただし、交付申請における補助対象経費の総額の4分の1以内とする。

別表3(第8条関係)

枠	新技術・新製品開発枠	販路開拓枠
補助率	3分の2以内	3分の2以内
補助上限額	150万円	75万円